第２次 黒部市一般廃棄物処理基本計画

令和８年３月

黒　　部　　市

目　　次

第１章　はじめに　　ページ

１　計画策定の背景と目的　・・・・・・　1
２　対象地域　・・・・・・　1
３　対象廃棄物　・・・・・・　1
４　計画の位置付け　・・・・・・　2
５　計画期間等　・・・・・・　3

第２章　地域概況

１　位置　・・・・・・　4
２　気象　・・・・・・　5
３　人口　・・・・・・　6
４　将来構想　・・・・・・　7

第３章　一般廃棄物処理基本計画

第１節　一般廃棄物処理の現況

１　一般廃棄物処理事業の概要　・・・・・・　8
２　一般廃棄物排出量の状況　・・・・・・　9

第２節　一般廃棄物の発生予測

１　今後のごみ排出量の予測　・・・・・・　10
２　目標値との比較　・・・・・・　11
３　し尿・浄化槽汚泥　・・・・・・　12

第３節　廃棄物の排出抑制のための役割

１　市民の役割　・・・・・・　13
２　事業者の役割　・・・・・・　13
３　市の役割　・・・・・・　14

第４節　一般廃棄物の処理体制

１　一般廃棄物の処理主体　・・・・・・　15
２　中間処理施設　・・・・・・　19
３　最終処分施設　・・・・・・　19
４　その他　・・・・・・　20

第４章　計画の推進体制　・・・・・・　21

資料編　１　計画策定の経緯　・・・・・・　22
２　黒部市廃棄物減量化等推進審議会委員名簿　・・・　23
３　審議会運営規定（抜粋）　・・・・・・　24
４　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）　・・・　25

第１章　は　じ　め　に

１　計画策定の背景と目的

平成 18 年に旧黒部市と旧宇奈月町の合併により誕生した黒部市（以下、「本市」という。）は、まちづくりの最上位計画である黒部市総合振興計画において目指すべき将来像を「大自然のシンフォニー　文化・交流のまち　黒部」とし、様々な施策を展開してきました。

中でも廃棄物の処理については、平成 23 年度から 10 年間を計画期間とする「黒部市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、３Ｒ（ごみの発生抑制・再使用・資源の再生利用）を基本方針としたごみの減量化やリサイクル等の各種施策を推進していることもあり、ごみの発生量は年々減少しています。

一方で、依然として温室効果ガスの排出による地球温暖化や天然資源の枯渇といった世界的な課題が懸念されていることから、近年は、食品ロス削減やプラスチックの排出抑制、「ＳＤＧｓ（持続可能な開発のための目標）」といった取組が提唱されており、より一層、環境施策の推進強化が求められています。

このような状況を踏まえ、資源効率性のさらなる向上や３Ｒ、廃棄物の適正処理をさらに進め、一般廃棄物の収集・運搬・処理を総合的な視点で捉え、循環型社会の実現を推進していくため「第２次黒部市一般廃棄物処理基本計画」を策定するものです。

２　対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。

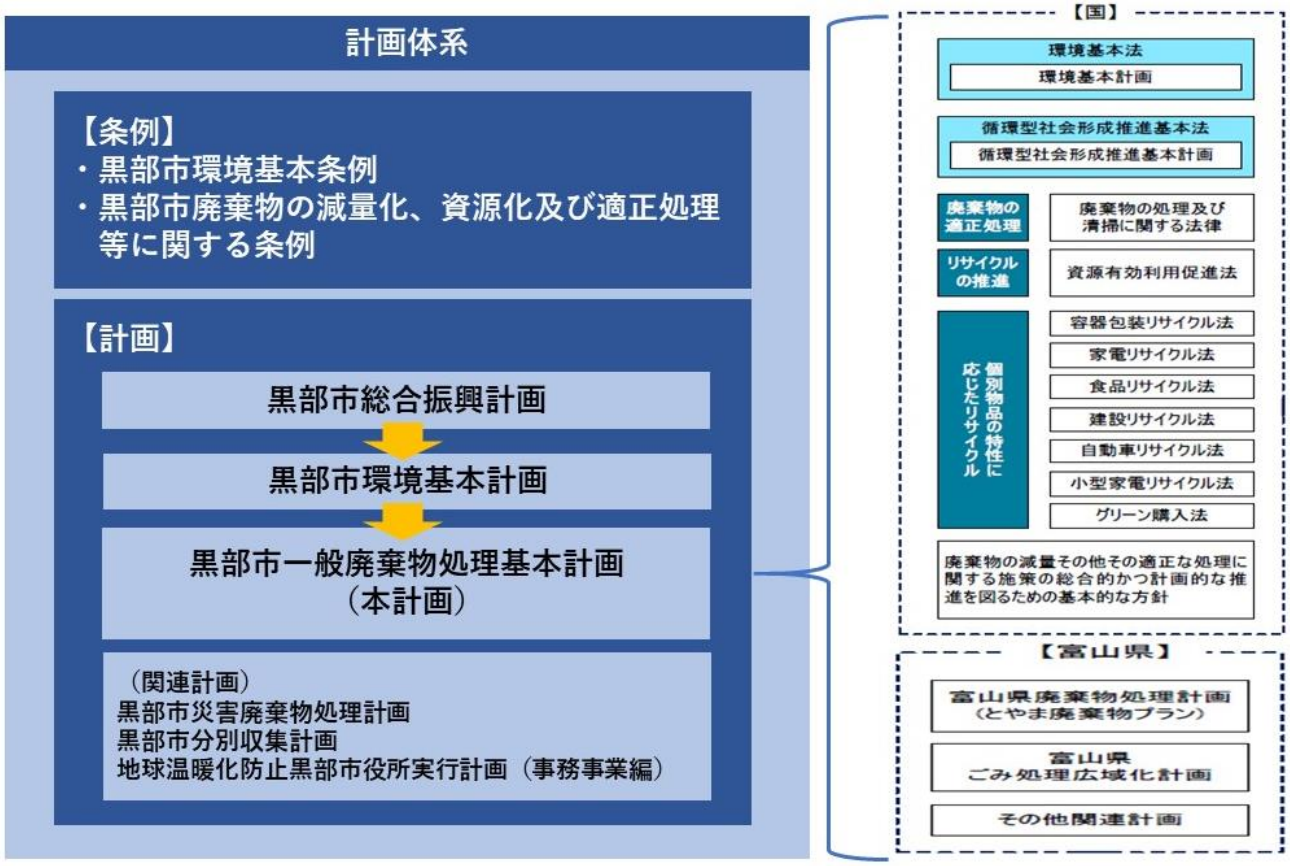
３　対象廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第２条に基づく一般廃棄物とします。

４　計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第６条の規定に基づき策定するもので、本市の最上位計画である黒部市総合振興計画等と整合性を図り、今後の廃棄物行政における総合的な指針として位置づけるものです。

■計画の位置付け



■持続可能な社会形成への取組

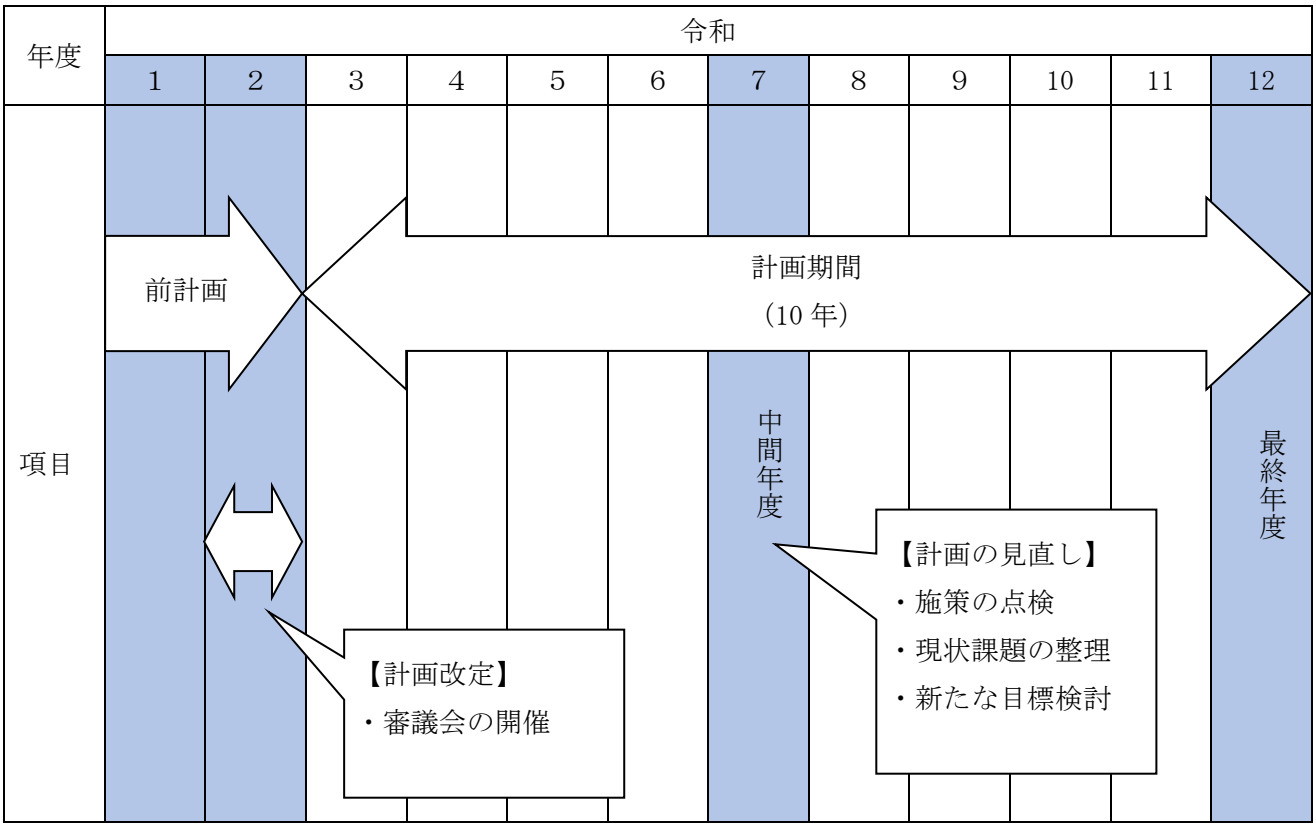
本計画では、持続可能な開発のための目標（ＳＤＧｓ）に向け、取り組むものとします。廃棄物分野に関連する主な目標は次のとおりです。



５　計画期間等

計画期間は令和３年度から令和 12 年度までの 10 年間とし、社会情勢の変化や関連計画と調整を図りながら概ね５年毎に見直しを行います。

計画期間



第２章　地　域　概　況

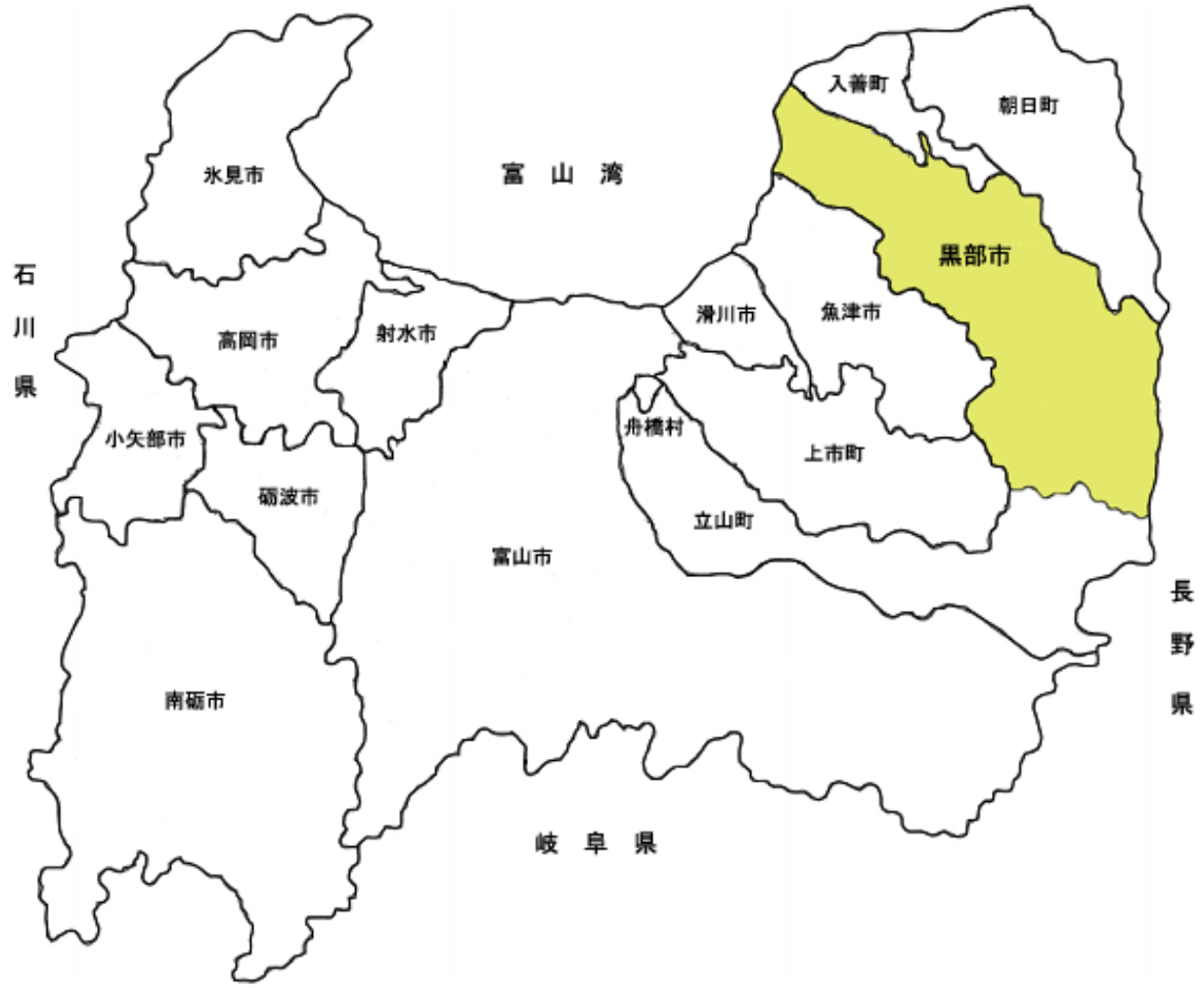
１　位置

本市は、富山県北東部に位置し、北から東には入善町・朝日町・長野県の県境が、南から西は魚津市・上市町・立山町に接しており、面積は 427.96km²で、富山県の約 10%を占めます。

本市の地形は、北アルプスから富山湾まで約 3,000m の標高差があり、高山帯から低山帯、さらに黒部川の広大な扇状地、富山湾沿岸部など変化に富んでいます。

また、本市は、魚津市、入善町、朝日町とともに新川広域圏を形成し、廃棄物の処理などを行っています。

■本市の位置図



２　気象

本市の気候は、日本海型気候帯に属し、黒部消防署の気象観測データによると、年間平均気温は平野部で15.6℃、年間降水量は平野部で2,712㎜となっています。月別の平均気温、降水量等の気象概況は下記のとおりとなっています。

黒部市の気象概況

令和６年度気象概況

区分 / 年間(月間)	気温（℃）			平均相対湿度（%）	風速（m/s）		降水量（㎜）
	最高	最低	平均		最大	平均	
Ｒ６	36.2	-3.9	15.6	79.0	25.8	2.7	2,712.0
１　月	14.3	-3.9	4.4	77.0	21.0	3.4	253.5
２　月	20.2	-0.4	5.3	76.3	22.5	2.7	198.5
３　月	20.6	-1.4	6.6	72.1	25.5	3.6	216.0
４　月	25.5	2.3	13.8	77.1	19.3	2.0	168.5
５　月	30.9	7.8	17.3	72.9	25.8	2.5	207.0
６　月	32.2	13.9	22.7	76.3	18.3	2.2	165.0
７　月	36.2	20.8	27.1	82.4	20.6	3.1	277.0
８　月	35.9	23.2	28.0	84.5	14.4	1.9	58.0
９　月	34.5	17.2	25.8	84.6	20.2	1.9	265.5
10　月	28.9	8.6	18.8	82.9	15.3	2.1	229.0
11　月	24.5	4.0	11.8	80.4	22.9	2.7	292.5
12　月	16.6	-0.5	5.3	81.1	24.6	3.8	381.5

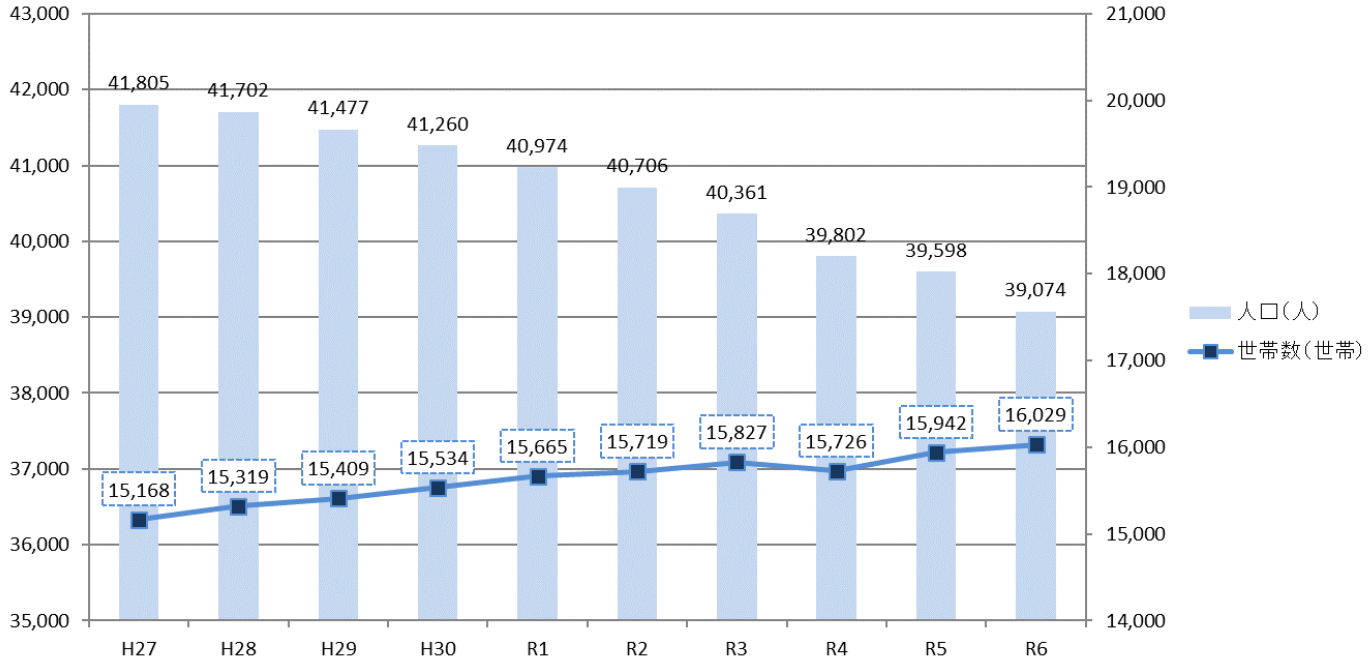
観測地：黒部消防署

３　人口

人口は、緩やかな減少傾向を示し、逆に世帯数は微増傾向にあります。令和７年３月 31 日現在の人口は、39,074 人、世帯数は 16,029 世帯であり、平均世帯人員数は、2.44 人です。

年齢別人口では、男性は 50 歳～54 歳、女性は 75 歳～79 歳が最も多く、０歳から 14 歳までの年少人口は 4,199 人で 10.7%、15 歳から 64 歳までの生産人口は 22,113 人で 56.6%、65 歳以上の老年人口は 12,762 人で 32.7%となっています。

人口・世帯数の推移



資料：住民基本台帳（各年３月 31 日現在）

４　将来構想

本市は、市の最上位計画である「第２次黒部市総合振興計画」において、まちづくりテーマ「大自然のシンフォニー　文化・交流のまち　黒部」を掲げ、「市民の参画と協働によるまちづくり」、「みんなでつくろう黒部の未来」、「みんなのチャレンジを応援し、住む人が輝き、人が人を呼び込むまち」を基本理念にまちづくりを進めています。

■６つのまちづくり方針

①自然と共生し、安全で安心して暮らせるまちづくり
②地域の活力を生み出す産業育成のまちづくり
③都市基盤の充実した住みやすいまちづくり
④健やかで笑顔あふれる、ぬくもりのあるまちづくり
⑤豊かな心と生きがいを育み、人が輝くまちづくり
⑥市民と行政がともに支えるまちづくり

第３章　一般廃棄物処理基本計画

第１節　一般廃棄物処理の現況

１　一般廃棄物処理事業の概要

本市では、一般家庭から排出されるごみ（以下、「家庭系ごみ」という。）の分別区分を［１］可燃ごみ（①）、［２］不燃ごみ（②ビニール・プラスチック類、③金属・陶器・粗大ごみ類）、［３］資源物（④プラスチック製容器包装、⑤紙製容器包装、⑥ペットボトル、ビン類（⑦茶色、⑧無色透明、⑨その他、⑩リターナルビン）、⑪スチール缶、⑫アルミ缶、古紙類（⑬新聞紙、⑭雑誌類、⑮段ボール）、⑯廃食用油、⑰小型廃家電等の３種 17 分別と定め、市が委託する収集運搬業者により収集しています。（④は令和８年４月から「プラスチック資源」に呼称変更。以下、「プラスチック資源」という。）

一方、事業活動に伴って排出されるごみ（以下、「事業系ごみ」という。）は、事業者自らによる直接搬入または許可業者により収集しています。

ごみの処理については、可燃ごみは新川広域圏事務組合エコぽ～と（以下「エコぽ～と」という。）で焼却処理しています。

不燃ごみ（ビニール・プラスチック類及び金属・陶器・粗大ごみ類）は、新川広域圏事務組合宮沢清掃センター（以下「宮沢清掃センター」という。）での破砕・選別・減容処理もしくは民間業者への委託処理で対応しています。

また、資源物については、民間事業者への委託処理で対応しています。

ごみの収集・処理形態

<table>
<tr><th colspan="2">分別区分</th><th>収集回数</th><th>収集体制</th><th>収集方法</th><th>処理施設</th></tr>
<tr><td rowspan="13">家庭系ごみ</td><td>可燃ごみ</td><td>週２回</td><td rowspan="13">委託</td><td rowspan="4">ステーション方式</td><td>新川広域圏事務組合エコぽ～と（焼却）</td></tr>
<tr><td>不燃ごみ
（ビニール・プラスチック類）</td><td>月３回</td><td>新川広域圏事務組合宮沢清掃センター（破砕・減容）</td></tr>
<tr><td>（金属・陶器・粗大ごみ類）</td><td>月１回</td><td>新川広域圏事務組合宮沢清掃センター（破砕・埋立）</td></tr>
<tr><td rowspan="8">資源物
（プラスチック資源）
（紙製容器包装）
（ペットボトル）
（ビン類）
（スチール缶）
（アルミ缶）
（古紙類）</td><td rowspan="8">月２回
（拠点方式は随時）</td><td rowspan="8">ステーション方式
拠点方式</td><td>資源化を可能とする民間企業（選別・圧縮・保管）</td></tr>
<tr><td>資源化を可能とする民間企業（選別・保管）</td></tr>
<tr><td>（廃食用油）</td><td>随時</td><td>拠点方式</td><td>資源化を可能とする民間企業（精製）</td></tr>
<tr><td>（小型廃家電等）</td><td>随時</td><td>拠点方式</td><td>資源化を可能とする民間企業（破砕・選別）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">事業系ごみ</td><td>可燃ごみ</td><td colspan="3" rowspan="3">収集回収は随時
直接搬入又は市の許可業者による収集運搬</td><td>新川広域圏事務組合エコぽ～と（焼却）</td></tr>
<tr><td>不燃ごみ
（ビニール・プラスチック類）</td><td>新川広域圏事務組合宮沢清掃センター（破砕・減容）</td></tr>
<tr><td>（金属・陶器・粗大ごみ類）</td><td>新川広域圏事務組合宮沢清掃センター（破砕・埋立）</td></tr>
</table>

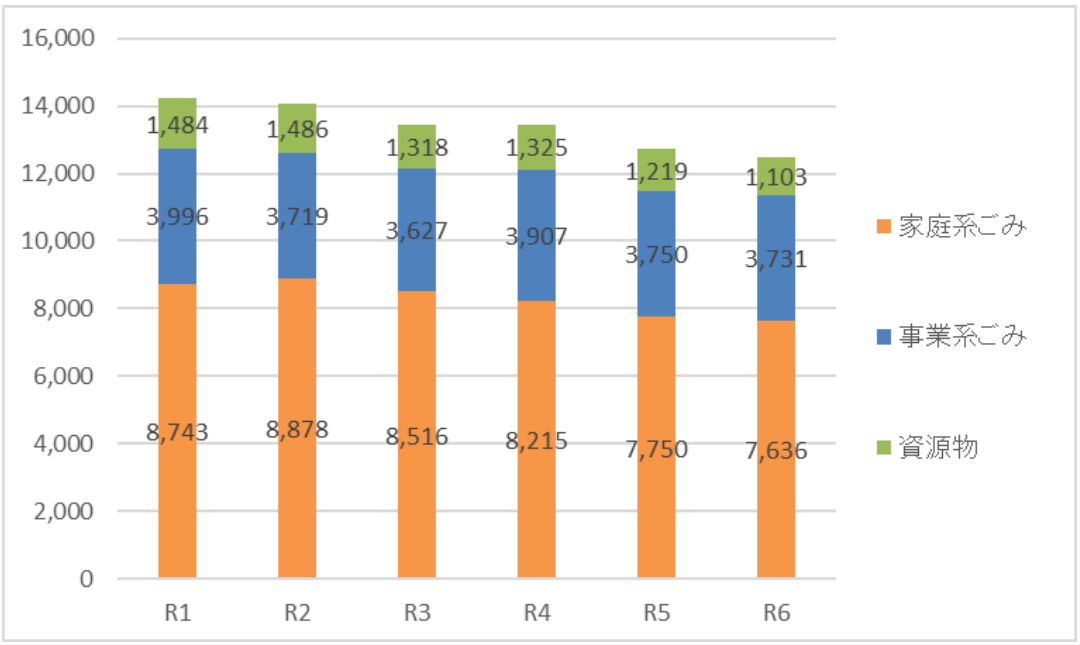
２　一般廃棄物排出量の状況

令和６年度の本市の廃棄物総排出量は、12,470 トン（１日あたり 34.2 トン）であり、そのうち家庭系ごみが 7,636 トン（１日あたり 20.9 トン、61.2%）、事業系ごみが 3,731 トン（１日あたり 10.2 トン、29.9%）、資源物が 1,103 トン（１日あたり 3.0 トン、8.8%）となっています。

排出量の年度推移は下図のとおりであり、家庭系ごみは、近年は減少傾向にあります。主な減要因として人口の減少や環境にやさしいライフスタイルへの変換が考えられます。

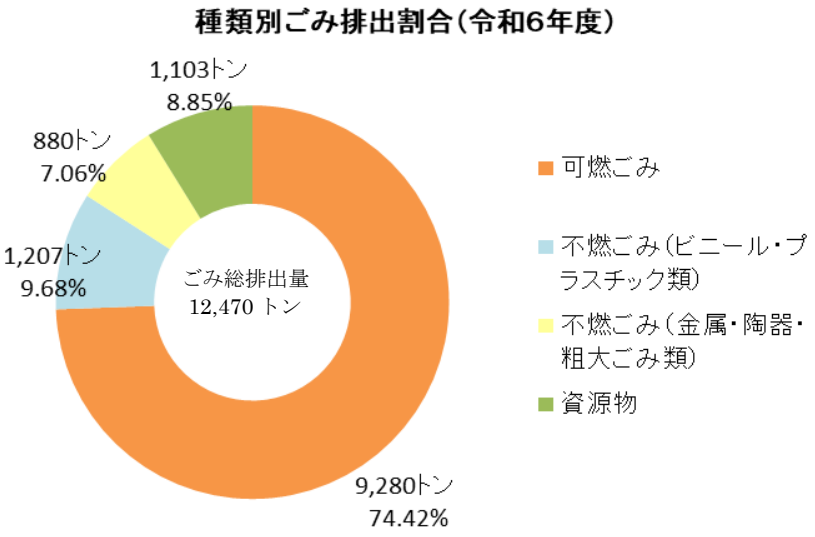
一方、事業系ごみは近年減少傾向にあり、主な要因としてごみの軽量化や人口減少などが推測されます。資源物は僅かな減少傾向にあります。主な減要因は容器等の軽量化等が考えられます。

年間ごみ排出量（トン／年）



令和６年度の種類別ごみ排出割合は右図のとおりです。

可燃ごみがごみ総排出量の約 74%を占めています。



第２節　一般廃棄物の発生予測

１　今後のごみ排出量の予測

過去のごみ排出量や資源物の回収量の実績を基に、計画満了期間の令和 12 年度までの推計について下記のとおり表しています。

家庭系ごみについては、今後も人口が減少することが予想されることや環境意識の高まりにより、可燃ごみ、不燃ごみともに減少することが予想されます。

一方、事業系ごみについては令和６年度を基準として過去５年間の平均増減率から、可燃ごみ、不燃ごみともに減少することが予想されます。

資源物については、令和８年度開始のプラスチック製品一括回収に伴うプラスチック資源の増加等も考えられるものの、全体的には減少が予想されます。

今後のごみ発生予測

年度			R１(策定年)	R２	R３	R４	R５	R６(基準年)	R７	R８	R９	R10	R11	R12(目標１)
人口（人）			40,974	40,706	40,361	39,802	39,598	39,074	38,905	38,737	38,568	38,399	38,230	38,062
世帯数			15,665	15,719	15,827	15,726	15,942	16,029	16,103	16,178	16,252	16,328	16,403	16,479
ごみ	家庭系	可燃ごみ（ｔ）	7,008	7,044	6,787	6,634	6,274	6,192	6,059	5,929	5,801	5,677	5,555	5,435
		不燃ごみ（ｔ）	1,735	1,834	1,729	1,581	1,476	1,443	1,393	1,329	1,283	1,238	1,195	1,154
		合計（ｔ）	8,743	8,878	8,516	8,215	7,750	7,635	7,452	7,258	7,084	6,915	6,750	6,589
	事業系	可燃ごみ（ｔ）	3,279	2,998	2,933	3,194	3,061	3,087	3,056	3,024	2,993	2,962	2,932	2,901
		不燃ごみ（ｔ）	717	721	694	713	669	644	631	617	605	592	580	568
		合計（ｔ）	3,996	3,719	3,627	3,907	3,730	3,731	3,687	3,641	3,598	3,554	3,512	3,469
	合計（ｔ）		12,739	12,597	12,143	12,122	11,480	11,366	11,139	10,899	10,682	10,469	10,262	10,058
資源	収集計画による資源回収分		1,194	1,258	1,132	1,106	1,026	954	913	890	852	816	782	749
	その他資源回収分	リサイクル団体(t)	247	153	135	151	138	96	87	78	71	64	57	52
		廃食用油（ｔ）	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		小型廃家電類（ｔ）	42	73	50	67	54	52	56	61	65	70	74	78
		合計（ｔ）	290	228	186	219	193	149	144	140	137	135	132	131
	合計（ｔ）		1,484	1,486	1,318	1,325	1,219	1,103	1,057	1,030	989	951	914	880

※人口については、「黒部市人口ビジョン」の黒部市の目指す将来人口を基に算出。

※世帯数については、令和６年度を基準として過去５年間の平均増減率を基に算出。

２　目標値との比較

	Ｒ１	Ｒ６	Ｒ７		Ｒ12	
	実績値	実績値	推計値	目標値	推計値	目標値
世帯　　（世帯）	15,534	16,029	15,225		15,043	
資源物排出量　　（t）	1,484	1,103	1,860		1,860	
１世帯あたり資源物年間排出量（kg）	95	67	122	113	123	115

黒部市総合振興計画において、「ごみの減量化・リサイクル推進事業」の成果指標として「１世帯あたり資源物年間排出量（kg)」を設定しています。

目標達成のため、より一層のごみの減量化及び資源化の施策を推進していく必要があります。

３　し尿・浄化槽汚泥

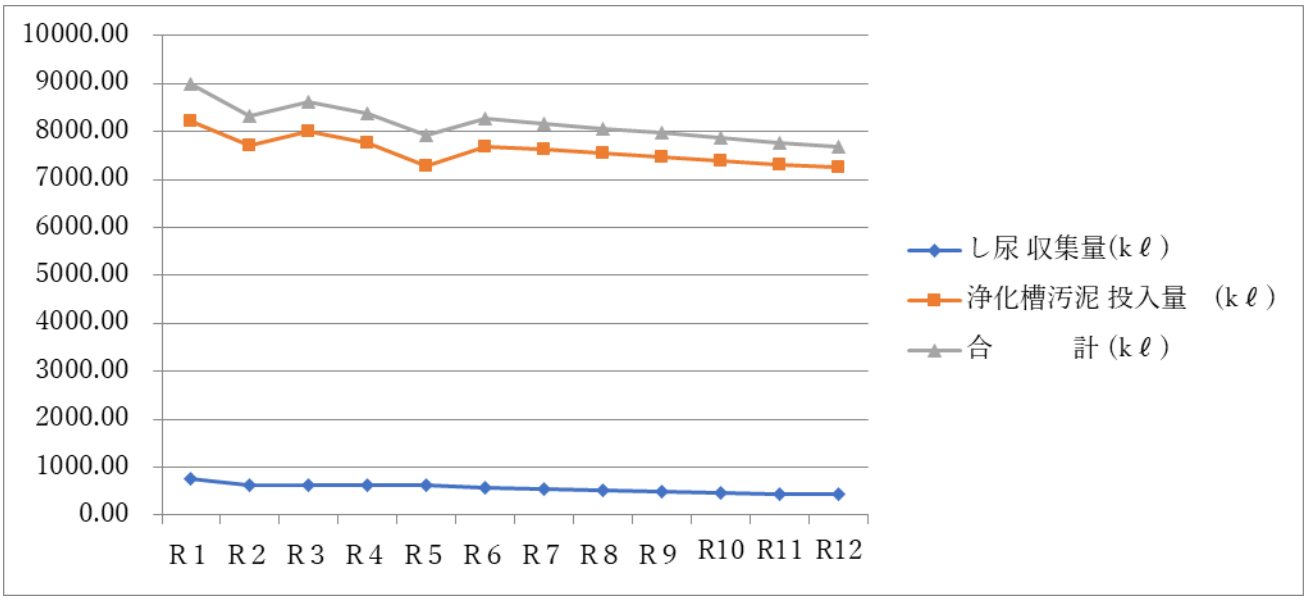
し尿・浄化槽汚泥の収集量については、過去５年間のデータを見ると、公共下水道等の整備等に伴い減少しています。今後の予測においても減少していくものと考えられます。

し尿及び浄化槽収集量の推移（令和７年度以降は見込み）

	し尿		浄化槽汚泥		合計
	収集量(kℓ)	前年比	投入量(kℓ)	前年比	(kℓ)
令和１年度	766.66	－	8,220.70	－	8,987.36
令和２年度	626.04	0.82	7,698.00	0.94	8,324.04
令和３年度	619.62	0.99	8,007.40	1.04	8,627.02
令和４年度	622.22	1.00	7,751.60	0.97	8,373.82
令和５年度	638.40	1.03	7,294.70	0.94	7,933.10
令和６年度	581.78	0.91	7,694.60	1.05	8,276.38
令和７年度	552.69	0.95	7,617.65	0.99	8,170.35
令和８年度	525.06	0.95	7,541.48	0.99	8,066.53
令和９年度	498.80	0.95	7,466.06	0.99	7,964.87
令和10年度	473.86	0.95	7,391.40	0.99	7,865.27
令和11年度	450.17	0.95	7,317.49	0.99	7,767.66
令和12年度	427.66	0.95	7,244.31	0.99	7,671.97

※し尿収集量、浄化槽汚泥投入量ともに令和７年度以降は、令和６年度を基準として過去５年間の平均前年比を基に算出した。

し尿及び浄化槽汚泥収集量予測



第３節　廃棄物の排出抑制のための役割

廃棄物の排出を抑制するためには、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で考え、連携しながら取り組む必要があります。ごみの発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、資源の再生利用(Recycle)のいわゆる３Ｒを柱とし、廃棄物の排出抑制に向け着実に進むこととします。

１　市民の役割

(１)排出者としての責任

・市民一人ひとりがごみ排出者としての自覚・責任を持ち、ごみをなるべく出さないライフスタイルに見直します。分別の区分を理解して排出するとともにマイバッグ運動、食品ロス削減など、ごみ減量化・適正処理に向けた取組に協力します。
・地域の集団資源回収など、リサイクルに取り組むほか、一斉清掃等の美化活動に積極的に参加します。
・地域の状況に応じ、公共下水道等への接続やディスポーザの導入による資源としての排出に努めます。

２　事業者の役割

(１)排出者としての責任

・ごみ排出者として最終処分まで責任をもつとともに、ごみをなるべく出さないよう事業活動を計画的に推進します。
・ごみ減量化・適正処理に向けた取組に協力します。
・地域の状況に応じ、公共下水道等への接続やディスポーザの導入による資源としての排出を心がけます。
・「ごみになりやすいものを作らない、使わない、売らない」「ごみとせず再利用する」「再生資源や再生品を使用する」といった事業者としての社会的責任を認識し、市民に対して３Ｒの取組等について、指導的な役割を果たします。

(２)生産者としての責任

・生産・流通・販売等の段階で、商品やサービスがごみを発生させないよう工夫します。
・店頭に資源回収ボックスを設置する「とやまエコ・ストア制度」に登録するなど、市民がリサイクルしやすい環境づくりに努めます。

３　市の役割

（１）安心で効率的なごみ処理体制の構築

・市民・事業者が、ごみ減量や資源化に取組やすい仕組みを構築します。
・環境負荷の低減を念頭に、安心で効率的な収集運搬、処理処分体制を構築します。
・地震、大雨・大雪等の大規模な災害に迅速に対応するための体制整備を進めます。
・効率的で効果的な生活排水処理を推進します。

（２）排出者としての責任

・ごみ排出者としてごみをなるべく出さないための活動に率先して推進します。
・市民、事業者等のごみ減量化、適正処理に向けた取組に対して、積極的に協力、支援を行います。

（３）事業者に対する支援、指導等

事業者に対しては、一般廃棄物、産業廃棄物の区分、処理方法等、廃棄物に関する情報提供を行い、排出抑制や適切な処分が行われるよう支援するとともに、県や近隣自治体と連携し各種法令を順守するよう指導を行います。

（４）廃棄物量削減に向けた啓発

食品ロス削減やプラスチックの排出抑制、「ＳＤＧｓ」の取組について、積極的に啓発活動を行います。

（５）手数料の徴収等

ごみ処理コストに関する情報を市民及び事業者に対し、積極的に公開するとともに、排出者相互の公平が確保されるよう、排出者から排出量に応じた適正な料金を徴収します。

なお、手数料については、社会情勢や処理コスト等を勘案し、新川広域圏及び近隣自治体と協議しながら必要に応じて改定します。

第４節　一般廃棄物の処理体制

１　一般廃棄物の処理主体

一般廃棄物が発生した場合は、下記の区分により処理します。

一般廃棄物区分及び作業別の実施主体者

処理区分			内容	収集運搬	中間処理	最終処分（再商品化）
ごみ	家庭系	可燃ごみ	厨芥類、紙くず、木くず、革製品等	市	新川広域圏	新川広域圏
		不燃ごみ	ビニール・プラスチック類	市	新川広域圏	新川広域圏
			金属・陶器・粗大ごみ類	市	新川広域圏	新川広域圏
	事業系	可燃ごみ	厨芥類、紙くず、木くず、革製品等	排出事業者	新川広域圏	新川広域圏
		不燃ごみ	ビニール・プラスチック類	排出事業者	新川広域圏	新川広域圏
			金属・陶器・粗大ごみ類	排出事業者	新川広域圏	新川広域圏
資源物	資源物		ビン類、スチール缶	新川広域圏	新川広域圏	新川広域圏
			上記以外	市	市	市
	集団回収		紙類、金属類、ビン類等	集団回収団体	集団回収団体	集団回収団体
家電リサイクル対象製品			エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、テレビ（プラズマ、液晶、有機EL、ブラウン管式含む）	小売店	製造業者	製造業者
し尿				市	新川広域圏	新川広域圏
浄化槽汚泥				法第７条許可業者	新川広域圏	新川広域圏

（1）家庭系ごみ、資源物等の処理

家庭系ごみ及び資源物は、市又は新川広域圏が収集処理（再生利用）し、家電リサイクル法対象製品については販売小売店が店頭において回収します。

ア．家庭系ごみ及び資源物の分別区分

家庭系ごみ・資源物は、下記のとおり区分します、なお、適正処理困難物については排出者の責任において処理することとします。

家庭系ごみ・資源物の分別区分

<table>
<tr><th colspan="3">区分</th><th>ごみの種類</th></tr>
<tr><td rowspan="3">ごみ</td><td colspan="2">可燃ごみ</td><td>厨芥類、紙くず、革製品、雑草類、衣類、紙オムツ等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">不燃ごみ</td><td>ビニール・プラスチック類</td><td>プラスチック製品、ビニール製品、ゴム製品等</td></tr>
<tr><td>金属・陶器・粗大ごみ類</td><td>家具類、電化製品（家電リサイクル法対象製品、リチウムイオン電池内蔵品除く）、自転車、三輪車、せともの、日曜大工廃材、食器類、金属くず（厚さ６ミリ以内）、乾電池（水銀０仕様のもの）等</td></tr>
<tr><td colspan="3">資源物</td><td>無色透明ビン、茶色ビン、その他ビン、スチール缶、アルミ缶、PETボトル、新聞紙、雑誌、段ボール、紙製容器包装、プラスチック資源、小型家電（家電リサイクル法対象製品除く）、廃食用油、厨芥類（ディスポーザーを介して排出されたもの）</td></tr>
<tr><td colspan="3">家電リサイクル法対象製品</td><td>エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、テレビ（液晶、プラズマ、有機EL、ブラウン管式を含む）</td></tr>
<tr><td colspan="3">適正処理困難物
（有害物、危険物、引火物）</td><td>オイル、塗料、薬品類、バッテリー、花火、針金、消火器、スプリング入りマットレス、スプリング入りソファ、ドラム缶、ガスボンベ、農薬、劇物、鉛・水銀等有害物を使用したもの、フロンを使用したもの、産業廃棄物に該当するもの、医療廃棄物に該当するもの、厚さ6ミリ以上の金属塊</td></tr>
</table>

ｲ．ごみ、資源物の収集運搬体制

家庭系ごみ・資源物の収集運搬体制

処理区分 / 収集区分			収集運搬				処理処分・リサイクル	
			事業主体	収集方式	車輌の種類	収集頻度	中間処理	最終処分（再商品化）
ごみ	可燃ごみ		市（民間委託）	ステーション方式	パッカー車	週２回	新川広域圏	新川広域圏
	不燃ごみ	ビニール・プラスチック類	市（民間委託）	ステーション方式	パッカー車	月３～４回	新川広域圏	新川広域圏（民間委託）
		金属・陶器・粗大ごみ類	市（民間委託）	ステーション方式	パッカー車	月１回	新川広域圏	新川広域圏
資源物	ビン類・スチール缶		新川広域圏又は市（民間委託）	ステーション方式（常設含む）	パッカー車又は平ボディー車	月２回	新川広域圏（民間委託）	新川広域圏（民間委託）
	廃食用油		市（民間委託）	常設ステーション方式	ボックス型車輌	常時	市（民間委託）	市（民間委託）
	小型家電（家電リサイクル法対象製品除く）		市（民間委託）	常設ステーション方式	コンテナ車	常時	市（民間委託）	市（民間委託）
	厨芥類（ディスポーザを介して排出されたもの）		市（民間委託）	下水道環境を利用	―	常時	市（民間委託）	市（民間委託）
	上記以外		市（民間委託）	ステーション方式（常設含む）	パッカー車又は平ボディー車	月２回	市（民間委託）	市（民間委託）
家電リサイクル法対象製品			販売小売店	店頭引き取り	-	-	製造業者	製造業者

① 収集（回収）場所

a. ごみは、地域において設置されたごみステーションとします。

b. リチウムイオン電池類は、地域において設置されたごみステーション、宮沢清掃センターの窓口、または販売小売店が店頭において回収することとします。

c. 資源物（廃食用油、小型家電、厨芥類除く）は地域において設置された資源回収ステーション、または、市が設置した常設資源回収ステーションとします。

d. 資源物（廃食用油、小型家電）は市が設置した常設資源回収ステーションとします。

e. 資源物（ディスポーザを介して排出された厨芥類）は、下水道環境を利用して回収します。

f. 家電リサイクル法対象製品は販売小売店が店頭において回収することとします。

② 収集業務委託

収集及び運搬に関する業務は、廃棄物処理法第６条の２第２項及び第３項の規定により市内の事業者に委託するものとします。また、運搬は収集車輌により行うものとし、適切な中間処理施設に搬入するものとします。

③ 収集業務開始時間

a. 可燃ごみ　　午前８時から

b. 不燃ごみ　　午前８時から

c. 資源物　　午前８時から

ウ．収集回数、収集区域、収集日等

収集頻度については、可燃ごみは週２回とし、祝日等も収集を行うこととします

不燃ごみ（金属・粗大ごみ類）は月１回とし、祝日等は翌週の不燃ごみ（ビニール・プラスチック類）の収集日を不燃ごみ（金属・粗大ごみ）の収集日に振替ます。

不燃ごみ（ビニール・プラスチック類）は、月３回以上とし、原則として祝日等も収集を行うこととしますが中間処理施設が搬入停止日はその限りではありません。また、原則として不燃ごみ（ビニール・プラスチック類）の最初の収集日から数えて21日以上間隔が空いている場合は、その間で振替を検討します。

資源物については、月２回収集を行うこととし、原則的に祝日等においても収集を行います。

家電リサイクル法対象製品については、販売小売店が店頭において回収します。

収集日については、各地区（自治振興会単位）を基準として別途定めることとします。

（２）事業系ごみ

ア．排出事業者において適正に処理することが困難なごみについて、排出事業者において市長が指示する場所まで直接運搬するものとします。

イ．運搬場所は、新川広域圏事務組合中間処理施設のうち、ごみの種類に応じて指示する施設とします。

ウ．運搬方法は、排出事業者が自らその安全性の確保に留意し、運搬し、指示された施設に搬入するものとします。

なお、運搬を委託する場合においては、市の許可する収集運搬業者の中から委託することとします。

（３）家電リサイクル法対象製品

家電リサイクル法に基づき、市民は小売業者に引き取りを求め販売小売店はそれをメーカーに引き渡すものとします。

（４）し尿

ア．収集は、汲取りの申し込みにより行うものとします。

イ．汲取りの申し込みは、市が委託している事業者に直接行うものとします。

ウ．収集日は、汲取りを希望する日の申し込み件数により調整するものとします。

エ．し尿の運搬は、直接収集車輌により行うものとし、新川広域圏事務組合中間処理施設に搬入するものとします。

オ．収集及び運搬に関する業務は、廃棄物処理法第６条の２第２項の規定により市内の業者に委託するものとします。

（５）浄化槽汚泥処理計画

ア．浄化槽汚泥の収集及び運搬は、廃棄物処理法第７条の規定により市長の許可を得た業者により、これを行うものとします。

イ．浄化槽汚泥の処分は、バイオマスタウン構想によりバイオマス資源の有効利用を行うため、バイオガスによる発電、乾燥、燃料化等により資源として活用するものとします。

２　中間処理施設

本市においては、従来からの新川広域圏事務組合による広域的なごみの中間処理を行っており、今後も引き続きその処理体制を維持していくものとします。

	可燃ごみ	不燃ごみ	し尿
管理主体	新川広域圏事務組合	新川広域圏事務組合	新川広域圏事務組合
施設名称	エコぽ～と	宮沢清掃センター	クリーンぽ～と
所在地	朝日町三枚橋188番地１	黒部市宮沢99番地	入善町板屋311番地
処理方式	全連続燃焼方式 流動床式焼却炉	横型回転式破砕機１基 ２軸スクリュー減容機２基	前処理希釈放流方式
施設能力	174トン／24時間	40トン／５時間	22キロリットル／日

３　最終処分施設

中間処理を終えたごみ及び中間処理を必要としないごみについては、新川広域圏事務組合の計画により埋立て処分、再利用業者への売却・譲渡、その他の処分を行います。

施設名称	新川一般廃棄物最終処分場	宮沢清掃センター新最終処分場
所在地	魚津市吉野2330番地	黒部市宮沢99番地
埋立地面積	12,000㎡	3,300㎡
全体容量	165,262㎥	54,000㎥
残余容積（R７．４．１現在）	84,638㎥	43,433㎥

４　その他

（１）黒部市廃棄物減量化等推進審議会（廃棄物処理法第５条の７／市廃棄物条例第８条）

住民、学識経験者、事業者、廃棄物処理業者、廃棄物再生事業者で構成する廃棄物減量化等推進審議会を設け、本市におけるごみ減量化及びリサイクル等を推進するための具体的な方策について検討するものとします。

（２）黒部市地域環境美化推進員（市廃棄物条例第９条）

市との密接な連携の下に、地域に密着したごみの減量化、リサイクル、分別を促進するための指導者として、各町内会に１名程度の推進員を委嘱するものとします。

第４章　計画の推進体制

今後、計画期間において、市民・事業者・市が連携しながらそれぞれの役割に基づき、環境への負担が少ないまちづくりの実現に向け各種施策に取組んでまいります。この間、施策や情勢の動向を踏まえつつ、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

また、計画中に掲げた取組指標及びその目標値については毎年、黒部市総合振興計画において進捗管理し、公表していくこととします。

資料編

1　計画策定の経緯

年　月	内　容
令和２年 12 月１日	黒部市廃棄物減量化等推進審議会設置
12 月 1 日～ 12 月 25 日	計画策定に係る委員意見聴取
令和３年 １月 27 日	黒部市廃棄物減量化等推進審議会開催
３月 31 日	計画の策定 計画の公表
令和７年 12 月１日	黒部市廃棄物減量化等推進審議会設置
12 月 1 日～ 令和８年 １月 16 日	計画改定に係る委員意見聴取
１月 30 日	黒部市廃棄物減量化等推進審議会開催
３月 31 日	計画の改定 計画の公表

２　黒部市廃棄物減量化等推進審議会委員名簿

構成区分（※）	役　職	氏名
地域住民の代表者及び学識経験者	黒部市自治振興会連絡協議会	広野　正弘
	黒部市環境衛生協議会　会長	岩上　勝彦
	黒部市食生活改善推進協議会　会長	菅野　宏美
	黒部市 PTA 連絡協議会　理事	稲留　慎也
	新川広域圏事務組合　事務局長	立野　宏
関係団体の代表者	黒部商工会議所　副会頭	中尾　晃司
	（株）新川リサイクルセンター　代表取締役	野山　秀明
	（有）黒部清掃公社　代表取締役	大野　浩一
	黒部クリーン（株）代表取締役	山内　大輔
	（有）山本商会取　代表取締役	清河　宗太郎

任期：２年（Ｒ７.12.１―Ｒ９.11.30）　　計 10 名

※黒部市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第８条第３項に掲げる区分

３　審議会運営規定（抜粋）

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（廃棄物減量等推進審議会）

第五条の七　市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

２　廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

○黒部市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

（廃棄物減量化等推進審議会）

第８条　一般廃棄物の減量化及び処理に関する事項を審議するため、黒部市廃棄物減量化等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

２　審議会は、25人以内で組織する。

３　委員は、学識経験を有する者、地域住民の代表者、関係団体の代表者その他市長が必要と認めた者のうちから市長が委嘱する。

４　前２項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○黒部市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則

（廃棄物減量化等推進審議会の組織及び運営）

第３条　条例第８条第１項に規定する黒部市廃棄物減量化等推進審議会（以下「審議会」という。）は、次の事項を審議する。

(1)　一般廃棄物の処理に関する計画に関すること。

(2)　一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民、事業者等の意識の啓発に関すること。

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

２　審議会の委員の任期は、２年とする。ただし、条例第８条第３項の規定により、地域住民の代表者又は関係団体の代表者のうちから委嘱された委員にあっては、その代表者である期間とする。

３　審議会に会長及び副会長１人を置き、委員のうちから互選する。

４　会長は、審議会の会務を総理し、副会長は、会長に事故があるとき、又は欠けたとき、その職務を代理する。

５　審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

６　審議会の会議は、委員の半数以上の出席で成立し、議事は、出席委員の過半数で決する。

７　審議会に関し、前６項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

４　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

(定義)

第二条　この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)をいう。

２　この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

３　この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

４　この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一　事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二　輸入された廃棄物(前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物(政令で定めるものに限る。第十五条の四の五第一項において「航行廃棄物」という。)並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物(政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。)を除く。)

５　この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

６　この法律において「電子情報処理組織」とは、第十三条の二第一項に規定する情報処理センターの使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と、第十二条の三第一項に規定する事業者、同条第三項に規定する運搬受託者及び同条第四項に規定する処分受託者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(一般廃棄物処理計画)

第六条　市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

２　一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

二　一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

三　分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

四　一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

五　一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

３　市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たつては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

４　市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(市町村の処理等)

第六条の二　市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分(再生することを含む。第七条第三項、第五項第四号ニからへまで及び第八項、第七条の三第一号、第七条の四第一項第五号、第八条の二第六項、第九条第二項、第九条の二第二項、第九条の二の二第一項第二号及び第三項、第九条の三第十二項(第九条の三の三第三項において準用する場合を含む。)、第十三条の十一第一項第三号、第十四条第三項及び第八項、第十四条の三の二第一項第五号、第十四条の四第三項及び第八項、第十五条の三第一項第二号、第十五条の十二、第十五条の十五第一項第三号、第十六条の二第二号、第十六条の三第二号、第二十三条の三第二項、第二十四条の二第二項並びに附則第二条第二項を除き、以下同じ。)しなければならない。

2　市町村が行うべき一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。)の収集、運搬及び処分に関する基準(当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。)並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

3　市町村が行うべき特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準(当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる特別管理一般廃棄物を定めた場合における当該特別管理一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理一般廃棄物処理基準」という。)並びに市町村が特別管理一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

4　土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

5　市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

6　事業者は、一般廃棄物処理計画に従つてその一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合その他その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する一般廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

7　事業者は、前項の規定によりその一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

(一般廃棄物処理業)

第七条　一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみ

を業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2　前項の許可は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3　前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4　前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5　市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。

二　その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

三　その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ　この法律、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ホ　第七条の四第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項(これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号(第十四条の六において準用する場合を含む。)に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこ

れらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)

ヘ　第七条の四若しくは第十四条の三の二(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項(第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト　へに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

チ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

リ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。)がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ル　個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

6　一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

7　前項の許可は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

8　前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

9　前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

１０　市町村長は、第六項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。

二　その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

三　その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四　申請者が第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

１１　第一項又は第六項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

１２　第一項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)及び第六項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処分業者」という。)は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十八条第一項の規定により条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。

１３　一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

１４　一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。

１５　一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について環境省令で定める事項を記載しなければならない。

１６　前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。

第２次黒部市一般廃棄物処理基本計画

令和３年度～令和 12 年度

発行：黒部市

〒938－8555

富山県黒部市三日市 1301 番地

TEL：0765－54－2501

FAX：0765－54－9145